

# 石綿による肺がんの医学的判定に関する 施行通知の一部改正について

## 1 改正の背景

石綿による肺がんの医学的判定については、平成20年の法改正以前においては、平成18年3月13日付け環企発第060313003号、法改正後においては、平成20年10月21日付け環企発第081021002号により、また、平成22年の追加疾病に関する政令改正後については、平成22年6月10日付け環企発第100610001号により運用してきたところであるが、いずれについても、原発性肺がんを石綿起因であると判定する肺内の石綿繊維の量について、「石綿繊維500万本（2 $\mu$ m超）」と記載されていた。

これは、平成18年2月に取りまとめられた「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書及び平成18年3月の中央環境審議会の答申の記載を踏襲するものであったが、救済制度における医学的判定においては、関係文献（ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート（1997））でまとめられた所見に鑑み、制度発足当初より医学的所見である「石綿繊維500万本（1 $\mu$ m超）」として取り扱ってきたことから、この度運用実態に合わせ、施行通知を一部改訂した。

## 2 改正の内容

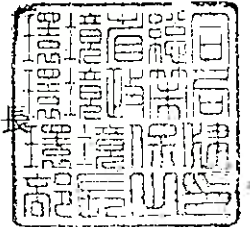
別紙（施行通知の写し）の通り



環保企発第 110317005 号  
平成 23 年 3 月 17 日

独立行政法人環境再生保全機構  
理事長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長



### 認定に係る医学的判定の一部改正について

石綿による健康被害救済に係る医学的判定については、その考え方を、平成 18 年 3 月 13 日付け環保企発第 060313003 号をもって示し、平成 20 年 10 月 21 日及び平成 22 年 6 月 10 日に改正をしてきたところである。この中で、肺がんの石綿起因性を確認するための医学的所見に関しては、肺内石綿繊維の量について「2  $\mu\text{m}$  超の場合は 500 万本以上」としてきたが、これは関係文献（ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート（1997））に照らすと誤りであり、「1  $\mu\text{m}$  超の場合は 500 万本以上」とすべきことから、今般、通知を下記のとおり改めることとしたので通知する。

### 記

平成 22 年 6 月 10 日付け環保企発第 100610001 号別紙の第 4 の 2 の (4) の②のイ中、並びに別添判定様式第 2 号中、第 3 号中、及び第 6 号中の「2  $\mu\text{m}$  超」を「1  $\mu\text{m}$  超」に改める。